

議 案 第 105 号

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画の一部変更の認可に
ついて

平成30年4月12日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画の一部変更については、申請のとおり認可する。

平成30年5月15日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画の一部変更について認可をするため、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

大病総第44号

平成30年4月12日

大阪市長 吉村洋文様

地方独立行政法人大阪市民病院機構

理事長 瀧藤伸英 印

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画変更の認可申請について

標題について、地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画の一部変更を別紙のとおり作成しましたので、認可されるよう申請します。

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期計画

前文

この計画は、地方独立行政法人法第26条の規定により、大阪市長が定める中期目標に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）が作成するものである。

地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性及び柔軟性を活かしながら、大阪市立総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）、大阪市立十三市民病院（以下「十三市民病院」という。）及び大阪市立住吉市民病院（以下「住吉市民病院」という。）は、今後とも、市民病院機構の基本理念のもと、市民の生命と健康を守るために、地域の医療機関と連携し、公的医療機関としての役割を果たし、市民に必要な医療を提供する。

第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成26年10月1日から平成31年3月31日までの4年6ヶ月間とする。

第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

総合医療センター、十三市民病院及び住吉市民病院（以下「市民病院」という。）は、高度専門医療の提供と市域の医療水準の向上、患者・市民の満足度の向上や安定的な経営基盤の確立を基本理念に、市民の生命と健康を支える医療機関として、時代の要請に応じた医療サービスを提供する。

1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

市民病院は、安心・安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関との連携、人材育成や臨床研究等を通じ、市域の医療水準の向上を図る。

(1) 市の医療施策推進における役割の発揮

① 各病院の役割に応じた医療施策の実施

各病院は、医療施策の実施機関として、保健医療行政を担当する市の機関と連携し、それぞれの基本的な機能に応じて、次の表に掲げる役割を担う。

病院名	役割
総合医療センター	・ 5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）への対応 ・ 救命救急医療、総合周産期母子医療センターとしての総合周産期医療、小児の高度専門医療、総合的がん医療、精神科救急・合併症医療、第一種・第二種感染症指定医療機関としての感染症医療など高度・専門的医療の提供
十三市民病院	・ 結核医療を含む呼吸器医療の提供 ・ 地域の医療ニーズに応え、近隣の医療機関との連携・機能分担を踏まえた急性期医療の提供（内科救急、小児・周産期医療など）
住吉市民病院	・ 大阪市南部基本保健医療圏で不足する小児・周産期医療の提供、地域周産期母子医療センターとして周産期医療の提供 ・ 小児救急を含む小児医療の提供

② 診療機能の充実

市民病院に位置付けられた役割や新たな医療課題等に適切に対応するため、各病院は、治療成績等について目標を設定し、その達成に向けて、次のとおり新たな体制整備や取組の実施など診療機能を充実する。

ア 総合医療センター

（がん医療）

- ・ 地域がん診療連携拠点病院の指定を受けており、手術・放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケアチームによる緩和医療を提供する。高精度な位置決めにより照射を正確に行うことが

できる放射線治療機器IGRTを平成26年度に新設するとともに、今後、外来化学療法室の拡充を図っていく。

(高齢者疾患への対応)

- ・超高齢者社会の到来を受け、平成26年2月からSCUを新たに稼働させており、高齢者の代表的な疾患である骨粗しょう症（転倒による骨折、関節疾患など）や動脈硬化性疾患（心筋梗塞・脳血管障害など）等に対応していく。

(救急医療)

- ・大阪市内に6か所ある三次救急に対応する救命救急センターを持つ医療機関のうちの1か所として三次救急医療を提供しており、救急隊等から要請のある重症患者の受入に対応できるよう医療機能の充実を図る。

(周産期医療)

- ・総合周産期母子医療センターに指定されており、合併症妊娠、重症妊産婦などリスクの高い妊婦や1,000g未満の超低出生体重児、疾患のある新生児への対応などの高度な周産期医療を提供する。

(小児医療)

- ・約20の診療科からなる小児医療センターにおいて、高度かつ専門的な医療を子どもたちに提供する。平成25年2月には全国15病院の一つとして小児がん拠点病院の指定を受け、地域で小児がん診療の中心的な役割を担っている。今後、府全域を対象とした小児基幹病院としての役割を発揮すべく、小児病棟を増床するとともに、PICU、小児救急病床を設置していく。

(精神医療)

- ・ 府下のほとんどの救急告示病院が精神科を有していないため、精神疾患と身体疾患を併せ持つ患者への対応について、現在の救急医療体制では困難とされているなか、精神科を持つ総合病院の特性を活かし、精神科救急・合併症医療を提供する。

(感染症医療)

- ・ 第一種感染症病床 1 床を大阪市内では唯一有しており、感染力や罹患した場合の重篤性の高い一類・二類感染症をはじめ、新興感染症等への対応を迅速に行うため、府・市の関係機関との連携を図り、集団発生等の大規模な感染症の発生に円滑に対応する。

放射線治療に係る目標

平成24年度実績	平成30年度目標値
5,918件	8,600件

外来化学療法に係る目標

平成24年度実績	平成30年度目標値
9,738件	12,600件

精神科救急・合併症に係る目標

平成24年度実績	平成30年度目標値
73件	90件

救急車搬送件数に係る目標（二次救急、三次救急）

平成24年度実績	平成30年度目標値
3,639件	5,000件

(参考) 分娩件数

平成24年度実績
840件

(参考) ハイリスク妊産婦の対応

平成24年度実績
279件

(参考) 超低出生体重児（1,000g未満）の対応

平成24年度実績
25件

(参考) 手術件数

平成24年度実績
9,607件

イ 十三市民病院

- ・結核罹患率（人/10万人）は、全国平均で平成21年19.0、平成22年18.2、平成23年17.7と減少傾向にあるが、平成23年の都道府県別では大阪府が28.0と最も高く、大阪府の中でも大阪市は41.5と平均を上回る（厚生労働省 平成23年結核登録者情報調査年報集計結果）。また、大阪府域においては結核病床が偏在傾向にあり、大阪市内では慢性的な病床不足状態が続いている。一方、結核は高齢者や免疫低下者等に偏在する傾向があり、これらの患者では合併症が多く、合併症にも対応した結核医療を提供する。
- ・時間外における地域医療機関からの患者紹介・入院依頼に対応するとともに、地域の医療ニーズに応え、近隣の医療機関との連携・機能分担を踏まえた急性期医療を提供する。（内科救急、小児・周産期医療など）

結核患者数に係る目標

結核延患者数

平成24年度実績	平成30年度目標値
4,670人	8,760人

合併症を有する結核新入院患者数

平成24年度実績	平成30年度目標値
30人	50人

※ 結核患者数の3割程度

救急に係る目標

時間外地域医療機関からの受け入れ

平成24年度実績	平成30年度目標値
70件	240件

救急搬送件数（内科系二次救急）

平成24年度実績	平成30年度目標値
117件	159件

（参考）分娩件数

平成24年度実績
550件

ウ 住吉市民病院

- ・ 周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる施設として、地域周産期母子医療センターに認定され、大阪市南部基本保健医療圏に不足する小児二次救急を含む小児医療及び周産期医療を提供しており、最長平成29年度末まで運営を行う。
- ・ 閉院に向けては、患者の転院等の手続を適切に進める。
- ・ なお、大阪急性期・総合医療センターへの機能統合により大阪府市共同住吉母子医療センターを開設する。
- ・ 住吉市民病院廃止後は、同病院跡地に新たな医療施設が整備されるまでの間、暫定的に住之江診療所を設け、小児科及び周産期の一次医療を提供する。

（参考）救急車搬送件数（小児二次救急）

平成24年度実績
314件

（参考）NICUの稼働率

平成24年度実績
68.8%

(参考) 分娩件数

平成24年度実績
716件

③ 新しい治療法の開発・研究等

- ・ 各病院の特徴を活かし、臨床研究に取り組むとともに、民間医療機関等との共同研究などに取り組み、市域の医療水準の向上を図る。
- ・ 大規模基幹病院では、医学研究や新たな診療技術の開発に貢献することが期待されている。総合医療センターは、日常診療では不可能な治療に対しても、先進医療制度を利用し、また、実地医療に還元できる遺伝子診断研究にも取り組み、臨床研究や臨床試験を進める。

(参考) 臨床研究実施状況（平成24年度実績）

病院名	臨床研究件数
総合医療センター	195件
十三市民病院	8件

※ 遺伝子診断研究などを含む

④ 治験の推進

- ・ 各病院の特性及び機能を活かして、治療の効果及び安全性を高めるため、積極的に治験に取り組み、新薬の開発等に貢献する。
- ・ なお、総合医療センターは、希少疾患など臨床現場で必要となる薬剤の治験を進めるため、医師自らが実施する「医師主導治験」にも積極的に取り組む。

(参考) 治験実施状況（平成24年度実績）

病院名	治験実施 件数	治験実施 症例数	受託研究 件数	受託研究 症例数
総合医療センター	65件	82例	166件	820例
十三市民病院	2件	11例	33件	79例

※ 治験実施件数には、医師主導治験、製造販売後臨床試験件数を含む

⑤ 災害や健康危機における医療協力等

- ・ 災害発生時に被災地内の傷病者等の受入及び搬出拠点となる災害拠点病院に指定されている総合医療センターを中心として、医療物資や医薬品の備蓄を行うとともに、災害発生時に迅速に対応するため、関係機関と連携し防災訓練や災害医療訓練に参画する。
- ・ 大規模な災害又は事故等が発生した時、直ちに災害現場等に駆けつけ医療救護活動を行うため、災害派遣医療チームDMAT（日本DMAT 1 隊と、主に大阪府域に災害等が発生した場合に出動する大阪DMAT 1 隊の計 2 隊）の編成が可能であり、災害等発生時に迅速な対応ができるよう、専門的な訓練に参加する。
- ・ 災害時に市民の生命を守るため、自らの判断で医療救護活動を行うとともに、大阪市地域防災計画等に基づく市からの要請に迅速に対応する。

(2) 診療機能充実のための基盤づくり

① 優秀な医療人材の確保・育成

ア 人材の確保

市民病院として医療機能の維持・向上を図るため、人材の「確保」「育成」「定着」を 3 本柱に優秀な人材の確保に取り組む。

年功による昇給制度の見直し及び業務内容に応じた処遇の検討、優秀な退職職員に対する柔軟な再雇用制度の創設などを検討する。

初期臨床研修医から後期臨床研修医採用数

平成24年度実績	平成30年度目標値
6 名	8 名以上

看護師の離職率

平成24年度実績	平成30年度目標値
10.5%	10%以下

イ 職務能力の向上

総合医療センターに臨床研修、教育を目的にした人材教育研修センターを設置しており、医師・看護師をはじめとする資格や技能をもった職員が、その専門性を発揮できる働きやすい勤務環境やスキルアップのための研修の充実を図る。

医師については、総合医療センターは、基幹型の臨床研修指定病院であり、協力型の他の市民病院と連携しながら、プライマリケアを中心とした幅広い診療能力の習得のための研修プログラムを実施し、将来を担う若手医師を育成する。

初期臨床研修医の育成数

平成24年度実績	平成30年度目標値
31名	30名以上

後期臨床研修医の育成数

平成24年度実績	平成30年度目標値
137名	100名以上

② 職場環境の整備

- ・ 労働安全衛生並びに職員のワークライフバランスを考慮し、働きやすい職場環境の実現のため、短時間正職員制度や育児短時間勤務制度の導入と効果的な活用を推進する。

③ 施設及び医療機器の計画的な整備

- ・ 施設の老朽化に伴う大規模改修については、計画的に実施していく。
- ・ 高度医療機器の整備については、調達コストの抑制に努めつつ、医療の

質の維持・向上に繋がる医療機器の整備を図るなど効率的・効果的に推進する。

(3) 市域の医療水準の向上への貢献

① 地域医療への貢献

- ・ 地域医療機関との連携を進めるため、地域医療機関と紹介・逆紹介を進めるとともに、地域の医療機関との高度医療機器の共同利用の促進に努める。
- ・ 総合医療センターは、大阪府から地域医療支援病院の承認を受けている。地域医療機関との医療機能の分担を促進する基幹病院としてのシステム作りに取り組んでおり、地域医療連携を充実させる。
- ・ 各種症例検討会や臨床病理カンファレンス（CPC）（公開型）、かかりつけ医や訪問看護師を交えたケアカンファレンスなど地域医療連携向上のための研修会等を充実させる。

紹介率・逆紹介率に係る目標

病院名	項目	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	紹介率	73.9%	80.0%
	逆紹介率	135.1%	135.0%
十三市民病院	紹介率	28.0%	35.0%
住吉市民病院	紹介率	22.2% (18.4%)	－

※ 住吉市民病院の（ ）内は小児科・産婦人科のみの紹介率

(参考) 地域連携の実施状況

病院名	項目	平成24年度実績
総合医療センター	地域連携クリニカルパス数	13
	地域連携クリニカルパス適用患者数	1,750人
	共同病床利用率	40.0%
十三市民病院	地域連携クリニカルパス数	1
	地域連携クリニカルパス適用患者数	24人

(参考) 臨床カンファレンス、臨床病理検討会開催回数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	24回

② 市域の医療従事者育成への貢献

- ・市域における看護師・薬剤師等医療スタッフの資質の向上を図るため、実習の受入れ等を積極的に行う。

(参考) 看護学生実習生受入人数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	399人
十三市民病院	237人
住吉市民病院	42人

(参考) 薬剤師実習生受入人数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	12人
十三市民病院	6人
住吉市民病院	6人

③ 市民への保健医療情報の提供・発信

- ・保健医療情報や、病院の診療機能を客観的に表す臨床評価指標等について、ホームページによる情報発信を積極的に行う。
- ・各病院において、市民公開講座等を開催し、医療に関する知識の普及や啓発に努める。

(参考)

病院名	項 目	平成24年度実績
総合医療センター	市民・患者向け公開講座等開催回数	4回
	市民・患者向け公開講座等参加延人数	799人
十三市民病院	市民・患者向け公開講座等開催回数	9回
	市民・患者向け公開講座等参加延人数	451人

(4) より安心して信頼できる質の高い医療の提供

① 患者中心の医療の実践

- ・ インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者・家族等に対して十分な説明を行う。
- ・ 医療者から必要な情報を提供したうえで医療情報を患者と共有し、医師等医療従事者と患者・家族等の間の信頼関係の強化を図る。
- ・ がん相談支援センターを設置し、がんと診断された患者にはがんカウンセリングを行う。
- ・ 患者・家族の希望を受けながら転院や在宅医療への移行など社会復帰支援を行う。
- ・ 他院患者からのセカンドオピニオン相談を実施する。
- ・ 新しい医療技術・機器の導入や医師、看護師等の連携によるチーム医療の充実により、患者の生活の質（QOL）の向上を図る。

(参考) がん相談支援センター相談件数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	2,441件

(参考) セカンドオピニオン対応件数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	183件

② 医療の標準化と最適な医療の提供

- ・ 根拠に基づく医療（EBM: Evidence Based Medicine）の提供及び医療の効率化の両面を踏まえて、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。）の作成、適用及び見直しを行い、より短い期間で質の高い効果的な医療を提供する。
- ・ 蓄積された診療データを分析し、経年変化及び他の医療機関との比較を通じて、各病院における医療の質の向上に役立てる。
- ・ 総合医療センターにおいては、DPCによる診療情報データの活用により、同一疾患の診療行為について他病院との比較を行い、医療の質の向上と標準化に努める。
- ・ 十三市民病院においても、平成28年度からDPC病院となるべく準備を進める。
- ・ 財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価を受審するなど、第三者機関の評価に基づく医療の質の確保・向上に努める。

クリニカルパス適用率に係る目標

病院名	適用率	
	平成24年度 実績	平成30年度 目標値
総合医療センター※1	53.4%	63%
十三市民病院	56.0%	66%
住吉市民病院 ※2	48.2% (51.0%)	－

※1 総合医療センターの平成24年度適用率の実績は平成24年6月から平成25年3月までの実績

※2 住吉市民病院の（ ）内は小児科・産婦人科のみの適用率

③ 医療安全対策等の徹底

- ・ 総合医療センター医療安全管理部に医療安全管理部門と院内感染防止対策

部門を置いており、多発する有害事象を可能な限り低減させ、医療事故の防止と信頼される医療の確立に取り組む。

- ・ 医療安全管理部門においては、「インシデント報告システム」によって迅速な情報の収集及び共有を行い、原因を分析し、医療事故発生予防と再発防止に取り組むとともに、職員の医療安全研修への積極的な参加を促す。
- ・ 重大な医療事故に対しては、専門チーム（RMT）が調査・分析を行い、その結果を医事紛争委員会に報告する。医事紛争委員会で第三者の調査・分析が必要と判断された場合には、外部委員で構成される「医療事故調査委員会」を立ち上げ、原因究明と再発防止策の策定を行う。
- ・ 院内感染防止対策部門においては、患者、家族等の安全や病院職員の健康確保のため、複数の医療職から構成する感染管理制御チームによる定期的な院内ラウンドなどを通じ、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施するなど、院内感染対策の充実を図る。
- ・ 医薬品等の安全確保のため、医薬品及び医療機器に関する安全情報の的確な提供、服薬指導（入院患者が安心して薬を服用することができるよう、薬剤師が直接、副作用の説明等の薬に関する指導を行うことをいう。）を引き続き行う。
- ・ インシデントや医療事故について、「医療事故等の公表基準」に基づき、年1回の一括公表を行う。
- ・ 医療機器については、医療安全の向上の観点から計画的な保守点検や更新を実施するとともに、引き続き、医療機器の適切な管理体制の強化に取り組む。

(参考) 服薬指導件数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	9,030件
十三市民病院	2,864件
住吉市民病院	720件

(参考) 職員医療安全研修実施回数（平成24年度実績）

病院名	回数	参加延人数
総合医療センター	2回	523人
十三市民病院	5回	151人
住吉市民病院	4回	206人

④ 低侵襲医療の推進

- ・平成26年度から手術台と血管撮影装置を組み合わせたハイブリッド手術機器を導入し、低侵襲医療の推進を図る。
- ・手術室を増設して医療ロボット　ダビンチを導入し、患者への低侵襲な手術を推進していく。

2 患者・市民の満足度向上

患者満足度調査の定期的な実施や投書箱の設置により患者ニーズを具体的に把握し、改善策を講じる。また、改善策の効果を把握し、必要があれば更なる改善に取り組む。

職員に対しては、接遇に関する研修を定期的に行うなど、更なる患者サービスの向上に取り組む。

(1) 院内環境等の快適性向上

患者及び来院者により快適な環境を提供するため、患者のプライバシーや院内の清潔管理に配慮した院内環境の整備に努める。特に総合医療センターについては、外来の抜本的改修、トイレ、浴室等の改修・補修を計画的に実施する。

(2) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善

- ・ 外来待ち時間の調査を定期的実施し、待ち時間の発生の要因を分析することにより、改善に取り組む。また、外来待合モニターを通じて情報の提供を行うなど、待ち時間を有効に過ごせるように取り組む。
- ・ 検査待ち・手術待ちについては、待ち時間の発生の要因を分析することにより、改善に取り組む。

(3) ボランティアとの協働

総合医療センターにおいて、患者サービスに関するボランティアの積極的な受け入れに努めるとともに、職員と互いに連携をとりながら、市民・患者の療養環境の向上に努める。

(参考)

病院名	内訳	項 目	平成24年度 実績
総合医療 センター	個人	ボランティア登録人数（人）	13
		ボランティア活動延時間数（時間）	1,836
	グループ	ボランティア登録グループ（グループ）	6
		ボランティア活動延時間数（時間）	400

第3 業務運営の改善及び効率化、並びに財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

市民病院が果たすべき医療機能を良質な環境や体制で市民に提供していくために、持続的運営が可能となる経営基盤の確立が求められることから、効率的な病院経営に努める。

1 自律性・機動性の高い組織体制の確立

(1) 組織マネジメントの強化

理事長のリーダーシップのもと、意思決定を迅速かつ適切に行い、効率的・効果的に業務運営を行うとともに、業務運営を的確に行うため、理事会をはじめとする組織、院内委員会等の体制を整備し、明確な役割分担と適切な権限配

分を行う。

① 事務部門等の専門性の向上

- ・ 良質な医療サービスを継続的に提供するため、病院事務に精通する病院固有の職員（病院事務職員）を採用し、更なる組織力の強化を図る。

② 業績を反映した給与制度・人事評価制度等の導入

- ・ 年功による昇給制度の見直し及び業務内容に応じた処遇の検討、資格・技能・実績を適正に評価する給与制度の構築を図る。

(2) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化

診療報酬改定等の医療環境の変化や患者動向に迅速に対応し、効率的に医療を提供するため、必要に応じて診療科の変更や再編、人員配置の見直しなどを弾力的に行う。

市民病院間で、医師、看護師、コメディカル等医療従事者の交流などを引き続き行いながら、効率的・効果的な医療の提供を行う。

(3) コンプライアンスの徹底

公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、市民からの信頼を確保するために各種規程を整備し、適切な運用を図る。

職員一人ひとりの、そして組織全体のコンプライアンス意識を向上させ、公正かつ公平な職務の執行を確保する。

カルテ（診療録）などの個人情報の保護及び情報公開に関しては、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）等に基づき情報開示に適切に対応する。

また、業務の適正かつ能率的な執行を図るため監査等を実施するとともに、外部の監査など第三者による評価を実施する。

2 経営基盤の安定化

公的医療機関として果たすべき医療機能を継続して提供するためには、経営基盤の確立が不可欠であることから、効率的な病院経営を行うとともに、政策医療の提供や地域医療機関との連携を強化するなかで患者の確保に努めるとともに、診療報酬改定への対応を強化し、医療体制に即した施設基準の取得をめざす。

(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて、病院別の計画を作成し、各病院が自律的に取り組むとともに、月次報告を踏まえた経営分析や、他の医療機関との比較等も行い、機動的・戦略的な運営を行う。

中期計画で設定した収支目標を達成することを前提に柔軟性のある予算を編成し、弾力的な予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。

(2) 収入の確保

① 病床の効率的運用

- ・ より多くの患者に質の高い医療サービスを効果的に提供するため、政策医療の提供や地域医療機関との連携を強化するなかで、新入院患者数の確保に努めるとともに、効率的な病床運用を行う。

病床利用率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	83.9%	90.0%
十三市民病院	77.0%	90.0%
住吉市民病院	51.2% (60.8%)	－

※ 病床利用率＝延入院患者数÷延稼働病床数×100

住吉市民病院の（ ）内は小児科・産婦人科のみの病床利用率

新入院患者数に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	20,694人	22,200人
十三市民病院	4,673人	5,500人
住吉市民病院	3,382人 (3,016人)	-

※ 住吉市民病院の（ ）内は小児科・産婦人科・新生児科のみの新入院患者数

(参考) 平均在院日数

病院名	平成24年度実績
総合医療センター	14.0日
十三市民病院	13.5日
住吉市民病院	7.6日

※ 入院取扱患者数／((新入院患者数＋退院患者数)／2)

② 診療単価の向上

- ・ 診療報酬改定や医療関連法制の改正、高度化・多様化する患者ニーズなど、医療を取り巻く環境変化に迅速に対応して適切な施設基準の取得を行い、診療報酬の確保に努める。
- ・ 診療行為に対する診療報酬を確実に収入するため、請求もれや査定減の防止対策に取り組む。

(参考) 診療単価

病院名	平成24年度実績	
	入院診療単価	外来診療単価
総合医療センター	68,373円	14,157円
十三市民病院	38,511円	8,489円
住吉市民病院	43,912円 (46,291円)	8,931円 (9,854円)

※ 入院診療単価＝入院収益÷延入院患者数

外来診療単価＝外来収益÷延外来患者数

住吉市民病院の（ ）内は、小児科・産婦人科のみの平均診療単価

(参考) 査定率

病院名		平成24年度実績
総合医療センター	入院	0.29%
	外来	0.42%
十三市民病院	入院	0.31%
	外来	0.30%
住吉市民病院	入院	0.14% (0.11%)
	外来	0.32% (0.25%)

※ 住吉市民病院の（ ）内は小児科・産婦人科のみの査定率

③ 未収金対策及び資産の活用

- ・ 公平性と収入の確保の観点から、「新たな未収金を極力発生させない」「既存未収金の解消」を2つの大きな柱に積極的な未収金対策を進める。
- ・ 売店、自動販売機等を設置する場合には、引き続き、原則として公募により事業者を選定し、手続の透明性を確保しながら土地及び建物の積極的な活用を図る。

未収金に係る目標

	平成24年度実績	平成30年度目標値
現年度徴収率	99.5%	99.6%

(3) 費用の抑制

① 給与費の適正化

- ・ 職員給与費については、医療の質の向上や医療安全の確保、患者へのサービス向上などに十分配慮したうえで、適切な取組を進める。職員の適正配置を行い、効率的・効果的な業務執行体制をめざす。

給与費比率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	57.6%	53.0%
十三市民病院	69.5%	55.7%
住吉市民病院	114.3%	－
合計	62.2%	53.5%

※ 給与費比率＝給与費（準人件費含む）÷医業収益（繰入金含まない）
×100

② 材料費の縮減

- ・ 材料費の抑制を図るために、3病院で使用する診療材料や医薬品等については、調達、院内各部門への供給、在庫管理などを一元的に事業者へ委託しており、引き続き、物品管理供給部（SPD）の効果的な活用を図る。
- ・ 同種同効品の標準化の推進や後発医薬品の採用率の拡大を図るとともに、価格交渉を引き続き実施することにより、調達コストの縮減を図る。

材料費比率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	26.9%	27.8%
十三市民病院	20.7%	19.4%
住吉市民病院	17.5%	－
合計	25.7%	26.7%

※ 材料費比率＝材料費÷医業収益（繰入金含まない）×100

後発医薬品の採用率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	22.3%	25.0%
十三市民病院	20.4%	30.0%
住吉市民病院	5.8%	－

※ 後発医薬品の採用率については、全医薬品に占める後発医薬品の割合をいう

③ 経費の節減

- ・ ESCO事業の活用をはじめとした光熱水費の節減に努めるとともに、民間の取組事例を参考にしながら、複数年契約、複合契約等の多様な契約手法を活用するなど、引き続き、更なる費用の節減に取り組む。

経費比率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	17.5%	15.2%
十三市民病院	24.3%	20.9%
住吉市民病院	30.3%	－
合計	19.0%	16.6%

※ 経費比率＝経費÷医業収益（繰入金含まない）×100

3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 運営費負担金の削減

- ・ 地方独立行政法人の特長である自律性、機動性、柔軟性を発揮し、経営効率を上げることで、設立団体である大阪市からの運営費負担金の削減に取り組む。

運営費負担金に係る目標

(単位:億円)

	24実績	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	97.5	46.8	86.0	75.1	72.2	71.0
住吉市民病院 (閉院延長に伴う特別措置分)	－	－	3.1	8.5	9.6	－
住之江診療所	－	－	－	－	－	1.8

※ 平成26年度は、法人化後（下半期）の計数であり、上半期は43.3億円

(2) 会計処理の明確化

病院別の運営費負担金の政策医療、投資に関する補填分を区分すると以下の

とおりとなる。

① 総合医療センター (単位:億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	37.3	66.8	64.6	56.2	61.3
資本費等（企業 債元金・利息）	22.7	41.5	55.2	54.4	54.2
政策医療	16.0	35.3	33.2	33.2	33.2
経営努力による 削減	△1	△4	△6	△8	△10
市独自見直し （調整額）	△0.4	△6.0	△17.8	△23.4	△16.1

※平成26年度については、法人化後（下半期）の計数

② 十三市民病院 (単位:億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	6.1	13.5	9.0	15.3	7.8
資本費等（企業 債元金・利息）	3.8	9.3	7.1	14.4	7.9
政策医療	2.8	6.2	4.9	4.9	4.9
経営努力による 削減	△0.5	△2	△3	△4	△5

※平成26年度については、法人化後（下半期）の計数

③ 住吉市民病院 (単位:億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	3.4	5.7	1.5	0.6	－
資本費等（企業 債元金・利息）	1.5	1.6	1.5	0.6	－
政策医療	1.9	4.1	－	－	－
経営努力による 削減	－	－	－	－	－

※平成26年度については、法人化後（下半期）の計数

④ 府市共同住吉母子医療センター (単位:億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	-	-	-	0.1	1.9
資本費等（企業 債元金・利息）	-	-	-	0.1	0.4
政策医療	-	-	-	-	1.5
経営努力による 削減	-	-	-	-	-

⑤ 住吉市民病院（閉院延長に伴う特別措置分） (単位:億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	-	3.1	8.5	9.6	-

⑥ 住之江診療所 (単位:億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
運営費負担金	-	-	-	-	1.8

(3) 経営指標の設定

経営改善に取り組むなか、自己資本比率、医業収支比率の目標達成に努める。

自己資本比率に係る目標

平成26年度	平成30年度目標値
0.1%	2.6%

※ 自己資本比率＝資本÷（資本＋負債）

経常収支比率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	86.9%	90.0%
十三市民病院	70.6%	84.7%
住吉市民病院	59.0%	-
合計	82.5%	88.0%

※ 経常収支比率＝（営業収益＋営業外収益）（運営費負担金を含まない）÷（営業費用＋営業外費用）

医業収支比率に係る目標

病院名	平成24年度実績	平成30年度目標値
総合医療センター	89.7%	90.2%
十三市民病院	73.6%	87.5%
住吉市民病院	58.3%	—
合計	85.0%	88.7%

※ 医業収支比率＝医業収益（繰入金含まない）÷医業費用（控除対象外消費税含む）

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

地方独立行政法人法の趣旨に沿って、市からの適切な運営費負担金の投入のもと、公的医療機関として果たすべき医療機能を継続して提供していくためには経営基盤の確立が不可欠であることから、効率的な病院経営に努める。

1 予算（平成26年度～平成30年度）（単位：百万円）

区分	金額
収入	
営業収益	170,133
医業収益	162,036
運営費負担金	8,097
その他営業収益	0
営業外収益	7,904
運営費負担金	4,803
その他営業外収益	3,101
資本収入	39,980
運営費負担金	24,515
長期借入金	15,445
その他資本収入	20
その他の収入	0
計	218,017
支出	
営業費用	161,831
医業費用	161,555
給与費	90,429
材料費	42,913

経費、研究研修費	28,214
一般管理費	276
営業外費用	13,518
資本支出	40,089
建設改良費	15,868
償還金	24,209
長期借入金償還金	0
その他	12
計	215,438

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している

期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は0%として試算している

【人件費の見積り】

期間中総額90,649百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、退職給与金及び法定福利費等の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（平成26年度～平成30年度）（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	203,771
営業収益	195,696
医業収益	162,036
運営費負担金収益	32,306

資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	1,354
その他営業収益	0
営業外収益	7,904
運営費負担金収益	4,803
その他営業外収益	3,101
臨時利益	171
支出の部	201,579
営業費用	181,140
医業費用	180,825
給与費	90,429
材料費	42,913
経費、研究研修費	28,198
減価償却費	19,286
一般管理費	315
営業外費用	13,527
臨時損失	6,912
純利益	2,192
総利益	2,192

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している

期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は0%として試算している

3 資金計画（平成26年度～平成30年度）（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	224,353
業務活動による収入	178,037
診療業務による収入	162,036
運営費負担金による収入	12,900
その他の業務活動による収入	3,101
投資活動による収入	24,535
運営費負担金による収入	24,515
その他の投資活動による収入	20
財務活動による収入	15,445

長期借入による収入	15,445
その他の財務活動による収入	0
大阪市からの繰越金	6,336
資金支出	224,353
業務活動による支出	169,476
給与費支出	90,649
材料費支出	42,913
その他の業務活動による支出	35,914
投資活動による支出	15,880
有形固定資産の取得による支出	15,868
その他の投資活動による支出	12
財務活動による支出	30,082
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	24,209
その他の財務活動による支出	5,873
次期中期目標の期間への繰越金	8,915

※ 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している

期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は0%として試算している

4 移行前の退職給付引当金に関する事項

移行前の退職給付引当金の必要額13,440百万円については、移行時に7,438百万円を計上し、残りの額6,002百万円は、中期目標期間内に全額を計上する。

第5 短期借入金の限度額

1 限度額10,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

(1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応

(2) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応

(3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

第7 料金に関する事項

1 使用料

- (1) 診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）又は「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額（その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に消費税率（地方消費税率を含む。）に1を加えた率を乗じて得た額）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料は、当該算定した額に理事長が定めた率を乗じて得た額とする。

- (2) 次に掲げる使用料については、別に定める。

- ① 診療報酬算定方法により算定し難いもの
- ② 入院料加算額

2 手数料

診断書、検案書又は証明書の交付を請求する者に対しては、1通につき理事長が定める手数料を徴収する。

3 使用料等の還付

既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 使用料等の減免

理事長が必要と認めるときは、使用料又は手数料を減免することがある。

虚偽の申立てにより、使用料又は手数料の減免を受けたことを発見した時は、その料金を追徴する。

第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 積立金の使途

なし。

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(1) 大阪府市共同住吉母子医療センターの運営への協力

住吉市民病院については、大阪急性期・総合医療センターへの機能統合を進め、大阪府立病院機構において、大阪府市共同住吉母子医療センターが整備される予定であることから、大阪府立病院機構と協力し、市内の小児・周産期医療の維持・確保、充実強化を図っていく。

(2) 施設及び設備に関する計画（平成26年度～平成30年度）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、 医療機器等整備	総額 12,154百万円	大阪市長期借入金等
大阪府市共同住吉母子 医療センター整備	総額 3,714百万円	

※ 金額については見込みである

各事業年度の大阪市長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される

(3) 人事に関する計画

良質な医療サービスを継続的に提供するため、専門知識等を有する優れた職員を確保し、医療需要の質の変化や患者動向等に迅速に対応できるよう効果的な人員配置に努める。

(期初における常勤職員見込数) 1,900人

(4) 中期目標の期間を超える債務負担

・移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

年度 項目	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	中期目 標期間 償還額	次期以 降償還 額	総債務 償還額
移行前 地方債 償還債 務	2,402	4,039	5,735	6,353	5,680	24,209	25,281	49,490

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 - 4 省 略

（料金及び中期計画の特例）

第83条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。